

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について現在整備中です（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見みやすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により令和 6 年 6 月の診療情報改定に伴い、初診料の算定時に医療 DX 推進体制整備加算を月 1 回に限り 8 点算定します。

医療法人社団はづき

上野毛皮膚科クリニック